

県本部各部課長  
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第1355号  
宮本少第680号  
平成18年6月29日  
宮城県警察本部長

「キャリア教育」受け入れに係る対応方針について（通達）

「キャリア教育」に関して、各自治体教育委員会又は学校等から、受け入れに対する協力要請がなされた場合には、次により対応することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 「キャリア教育」の概要

「キャリア教育」とは、近年の少子高齢化社会の到来、産業・経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化を背景として、将来への不透明さが増幅するとともに、就職・進学を問わず進路をめぐる環境が大きく変化している中で、児童生徒が「生きる力」を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことを目的として行われる教育のことである。

現在、「キャリア教育」については、文部科学省が所管する「キャリア教育実践プロジェクト」に基づいて各種の施策が推進されているところであり、その主な取組みの一つとして、各都道府県・指定都市等において、中学生を中心とした5日間以上の職場体験の実施が行われているものである。

「キャリア教育」の一環として警察が担っているのは、主として警察署等における職場体験であることから、本通達における「キャリア教育」は、警察署等における職場体験のことをいうものとする。

### 2 対応方針策定の目的

「キャリア教育」については、少年の健全育成の観点から、県警察としてもその一翼を担っていくことが必要かつ重要であると認められるところであり、各自治体教育委員会又は学校等から、受け入れに対する協力要請がなされた場合には、積極的に協力するものとするが、県警察における対応に著しい不均衡を生じさせないことを目的として、対応方針を策定することとしたものである。

### 3 対応方針

#### (1) 実施要領

「キャリア教育」は、基本的に実施校を管轄する各警察署において、署情に応じて実施するものとする。

#### (2) 受入基準

ア 年間における受入限度回数

1回

イ 1回の受入人数

3人程度

ウ 1回の実施日数

5日間

(3) 実施項目

別添「実施項目事例」を参考とし、各警察署の署情に応じて、カリキュラムを策定の上、実施するものとする。

(4) 留意事項

ア 「キャリア教育」受け入れに当たっては、前記受入基準の回数、人数及び日数を基準としつつ、署情に応じて、各警察署と実施校の間で協議して決定すること。

イ 施設見学及びその他の項目について、警察本部等において対応可能なカリキュラムを導入するに当たっては、警察本部担当所属と各警察署の間で必要な調整を図った上、連携して実施すること。

ウ 実施に当たっては、「キャリア教育」の趣旨を十分理解した上で、署内各課と連携を図り、効果的なカリキュラムを策定するなど、実効あるものとなるよう留意すること。

エ 警察業務の特殊性を十分勘案し、危険が伴う活動を排除するなど、事故防止に十分留意するとともに、所属職員全員に「キャリア教育」の実施を周知させるなど、個人のプライバシーや個人情報の保護には万全を期すこと。

オ 「キャリア教育」実施に伴い疑義が生じた場合の照会及び、実施に当たった報告・連絡は、警務部警務課企画第一係に対して行うこと。

## 別 添

## 実施項目事例

部 門	実 施 項 目
総務・警務	講話(署長講話、警察の職務・組織等に関する講話等) 施設見学(警察署内、警察本部、運転免許センター、航空隊等の見学) 逮捕術訓練 署長秘書役体験 窓口業務体験(電話対応、道案内、遺失物受理等) 拾得自転車等の還付、整理業務体験 制服・装備品着装体験 ミニ広報誌・広報啓発ポスターの作成 総括(感想文作成、反省検討、意見交換等)
生活安全	非行防止・薬物乱用防止教室 防犯キャンペーン活動
地 域	パトカー業務体験 交番業務体験 模擬110番通報受理体験 ビラ配付等の地域安全活動体験 独居高齢者宅訪問 山岳遭難救助訓練
刑 事	模擬鑑識活動体験 似顔絵講習
交 通	交通安全キャンペーン活動 交通安全教室 交通規制標識等の整備体験
警 備	災害装備資器材の操作体験 防災パトロール